

○日 時 令和元年12月13日 午前9時30分～午後2時54分

○場 所 議 場

○出席委員

6番 城 森 史 明 委員長	3番 上 迫 正 幸 副委員長
2番 眞 茅 弘 美 委 員	
5番 禰 占 通 男 委 員	7番 吉 松 幸 夫 委 員
8番 吉 嶺 周 作 委 員	9番 立 石 幸 徳 委 員
10番 下 竹 芳 郎 委 員	11番 永 野 慶一郎 委 員
12番 東 君 子 委 員	13番 清 水 和 弘 委 員
14番 豊 留 榮 子 委 員	議長 中 原 重 信

○欠席委員

4番 沖 園 強 委 員

【議 題】

議案第36号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）  
議案第37号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第38号 令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第40号 令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第39号 令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第36号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第37号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第38号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第40号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第39号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（中原重信） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日は、沖園委員は、治療入院のため欠席の届けがでされております。

[委員長に城森史明委員、副委員長に上迫正幸委員を選出]

### △議案第36号 令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

○委員長（城森史明） 本委員会に付託された案件は、補正予算5件であります。

まず、議案第36号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第36号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億5,900万円を追加し、予算総額を133億6,980万円にしようとするもので、当初予算額より13.4%の伸びとなります。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、危険空家等対策経費、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴うふるさと納税返礼事業とふるさと応援基金積立金、小学校教師用指導書等購入、スクール・サポート・スタッフ配置事業などをお願いしてあります。

今回の補正財源につきましては、寄附金8億円、繰入金1億2,000万円、繰越金3,636万5,000円、国庫支出金225万2,000円、諸収入117万9,000円の増と、市債70万円、県支出金9万6,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（城森史明） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 12ページ。まず議会費なんですけど、今回の議会費の補正79万8,000円減額ですよ。これについては、私自身は12月6日の初日本会議後の全員協議会で庶務係長から非常に懇切丁寧な説明をいただいた、資料もいただいたわけなんですけど。私、この件で確認——議会運営委員会のメンバーではありませんので、この議会費の説明は当然だと思うんですが、議会運営委員会では説明はなされているんですかね、まず確認をします。

○議会事務局長（上園信一） 議会運営委員会でも説明はしております。

○9番（立石幸徳） 議会運営委員会では、何かその今度の議会費計上に当たって、質疑あるいは意見は出てるんですか。

○議会事務局長（上園信一） 質疑等はなかったです。

○9番（立石幸徳） 議運では、今度の議会費については意見、質疑なし。全協は私自身も出ますのでね、全員協議会でも何もなし。先日の総務文教委員会のこの件の条例議案審査に当たって何の意見、質疑なし。そして、総務委員会では反対という委員会の段階ですからね。そういう経過ですけど。

当然、条例は期末手当にかかわる議員報酬なんですけど、そういったありようっていうのは、私は非常にですね、いかがなもんかと思うんですよ。とりあえず、その点を指摘しておきます。

○13番（清水和弘） 私はですね、12ページ、最初の部分なんですけど、総務費のところですね、ふるさと納税返礼事業が1億2,113万と書いてあるんですけど、これはですよ、ふるさと応援寄附金の何%に当たるんでしょうか。

○企画調整課長（東中川徹） 御質問の趣旨は、その委託料については寄附額の何%という意味でしょうか。——ここにあります1億2,113万円を補正額の8億で計算しますと15%程度です。

補正後の総額で、委託料の総額等と比較した場合は、14.3%程度となっています。

○13番（清水和弘） 返礼品の総額に対しては、何%ぐらいになるんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 返礼品代が寄附額のどれくらいかと、何%かということだろうと思いますけど、今までもずっと申し上げましたとおり……。

○13番（清水和弘） 委託費とですよ、この返礼品の金額合わせて3割以内と、今なっとるんじゃないですか。

○企画調整課長（東中川徹） 総務省から、たびたび通知等、指摘があったのは、返礼品の品代については寄附額の30%以内ということでありまして。返礼品代については、予算書で申し上げますと報償費になりますが、ここの部分の返礼品の品代については30%以下になっております。

○13番（清水和弘） 今、30%以下と言いましたけど、大体その正しい数字はどんぐらいなんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 予算は30%で積算しております。ただ、決算のときには30%以下ということで30%より若干落ちると、品代についてはそうなるかと思っております。

○13番（清水和弘） 18ページなんですけどね。農業振興費の部分でですね、鳥獣被害対策事業費17万8,000円減になっとると思うんですけど、鳥獣被害状況は、今現在どのような状態なのか。またですね、電柵防御によるイノシシなどの被害を防止が完全にできているのかですね。

それと、私が考えるですね、電柵防御によってイノシシの総体数はふえてると思うんですよ。その辺による被害とイノシシの総数はどのような状況になっているのか、ふえてるのか、ふえてないのかでいいですよ。

○農政課長（原田博明） イノシシの個体数がふえているかどうかという御質問だと思いますが、イノシシの個体数の実態までは把握できていない状況です。

○13番（清水和弘） 私は、よく塩屋地区、それから大塚北のほうからもいろんな情報は来るとですよ。今どき電柵がすごく多くなるとるんじゃないですか。電柵の設置状況ちゅうのは大体、今までよりどんぐらいの速度ちゅうか、ふえとるんですか。

○農政課長（原田博明） 補助を受けないで個人で設置している方もいらっしゃいますので、全体の設置状況は正確には把握できていないですが、電柵を設置したことでイノシシの個体数がふえたことは関係ないと思っております。

○13番（清水和弘） 私、やっぱり個体数はふえとると思いますよ。個体数はわからないというのは、ちょっとおかしいと思うんですよ。今、火之神、内鍋清掃センターの辺に行ったらすごいですよ。また、大塚北地区のほうもですね、今、小さいイノシシが相当、以前に比べたらふえとるわけなんですよ。

農家の方々からの苦情が来るとですけど、結局、電柵しても個体数は減らんんじゃないかと。このための対策を考えてくれと言われとるんですよ。今、県の指導とかあると思うんですけど、その辺はどうなるとるんですか。

○農政課長（原田博明） 電柵を設置することによって、イノシシの個体数が減ることにはつながりません。電柵は、農作物の被害防止のために設置するものでございますので、個体数を減らすには箱わなで捕獲する、もしくは銃猟で捕獲することで個体数を減らすことになると思います。

確かに、年々、捕獲頭数もふえております。これは猟友会の皆さんの御協力もあってのことです。

個体数は、捕獲数を見てもふえているのは農政課としても認識しているところです。個体数を減らすことに関しては、わなの設置とか銃猟での捕獲で、猟友会の方々に協力をいただいて減らしていくことが一番のできることだと考えています。

○13番（清水和弘） 最近のですね、今年のですよ、イノシシの捕獲数、それからカラス・タヌキの捕獲数はどうなってるんですか、前年度に比べてですよ。

○農政課長（原田博明） 今回、補正でお願いした件につきましては、イノシシ・タヌキ・アナグマ・カラス等の捕獲数がふえたことで、報償金もしくは県の実践事業補助金の増額で補正を上げております。

有害鳥獣捕獲事業でのイノシシ捕獲につきましては、今年度が148頭でございます。また、タヌキ・アナグマにつきましては140頭となっております。カラスにつきましては250羽で有害鳥獣捕獲事業での捕獲はこの数字です。

昨年度が、イノシシが96頭、タヌキ・アナグマが109頭、カラスが124羽でございます。今申し上げたように、捕獲数につきましては、イノシシ96頭が148頭、タヌキ・アナグマ109頭が140頭で、カラスにつきましても124羽が250羽で、昨年よりも捕獲数はふえているところでございます。

○13番（清水和弘） 今、カラスの件なんですけれどもね、宮田町のほうですごくふえてきたということで、何か対策は考えとるんですか。

○農政課長（原田博明） カラスの捕獲につきましては、大型の箱わなになりますので、市街地で設置することはなかなか困難ですので、畜舎周りとかに設置して捕獲しているのが現状でございます。

○13番（清水和弘） 私もカラスのわなも2カ所確認してるんですけどね、今、何ちゅうの、火之神、あっちのほうはほんと少なくなったんですよ。

ところが、最近、私のところに電話がくるのは、宮田町のこの辺が怖いと住民からですね。この辺のカラスをどうにかできんのかって言われとるんだけど、私も調べて回ったら、設置するようなところはあるように思うんですよ。あんなに大きなのじゃなくてもいいんじゃないですか、小さい箱わなでもかかると思いますよ。そういうのは考えないんですか。

○農政課長（原田博明） 宮田町で、カラスが大量に出没しているという情報につきましては、農政課のほうに直接、問い合わせとか被害状況が来ておりませんが、農政課としてもその辺を確認して、わなの設置についても担当課として研究してみたいと思います。

○13番（清水和弘） 住民からの声が農政課のほうに来てないということですけど、私たち議員はですよ、住民の代表ですよ。その立場をどう考えるんですか。住民の声と考えるんですか。

○農政課長（原田博明） 今申しましたように、委員からそういった情報をいただきましたので、その情報をもとに農政課でも調査して対策を考えたいと思います。

○5番（禰占通男） うちには火之神公園、赤水から坊の灯台から公園になっていますよね。ほとんどイノシシはそこで子育てをしてると思うんだけど、その対策はどうか、銃器を使えないということで。

○農政課長（原田博明） 今、委員がおっしゃるように銃器は使えませんが、わなの設置が可能ですので、わなを設置して捕獲しているところでございます。

○5番（禰占通男） 本市だけの単独でやっぱり活動してるの、それとも南さつま市と連携してやってるんですか。どうなんですか。

○農政課長（原田博明） 捕獲指示は、それぞれの自治体が指示をいたしますので、その捕獲地区につきましては、それぞれの自治体の地区内に限られています。

ただ、近隣市と申し合わせをして共同でする方法もございます。両方で申し合わせをする場合

は、県と相談しながら実施することになります。

○5番（禰占通男） 私が考えてるのは、南さつま市と枕崎市と連携して、重点的に坊の灯台から火之神公園までですよ、わな対策をして活動したらイノシシは半分に減ると思いますよ。

私が、Uターンをしてきたころから坊の灯台のあの辺は、犬の訓練ということでみんな猟期以外はあそこで犬の訓練をしようたんですよ。やっぱりその連携ちゅうのも必要じゃないですか。

どんどん耕作放棄地はふえる、またその近くがイノシシ等にやられれば、被害があったらまたそこも放棄地になる。もうつくれるのは野菜しかないですよ、実際。

それで、ことしだったか、去年の暮れからのあれになるんだけど、課長の耳には入ってると思うんだけど、猟銃には犬が必要、犬を離すと養豚場とかにまぐれたりして警察沙汰になった。そして、住民の要請で猟銃を人家のそばで使用して警察沙汰になった。

結局、よかれと思ってる猟友会の方々が警察沙汰になるちゅうことは、もうこれはゆゆしきことですよ。そういった、何ていうかな、対策っていうのはどうしてるんですか。

私も会長じゃないけど、猟友会の人から聞いたもんだから、一応、確認はしましたよ。やっぱり住民から要請が来れば行く、それもできなくなると。何かもうイノシシもなれて、空き家なんかに住みついているという事実ですよ。何かその対策を考える必要があるんじゃないですか。何かいい方法ないですかね。

○農政課長（原田博明） 銃猟の使用につきましては、法で規制がありますので、その法に基づいた狩猟をしていただかないといけない事案だと思います。

この案件につきましては、猟友会に対し、法やルールに基づいた捕獲について徹底していただきたいとお願いしているところです。

委員がおっしゃるように、イノシシやその他の鳥獣が民家のほうに大分出没してきており、庁内でも警察、消防とも協力して対策をとっていますが、民家付近での銃の使用はできないことですので、イノシシ・アナグマ・タヌキ等が侵入しない環境づくりを地域でも考えながら、そのような指導をしていきたいと考えてますし、いろんな研修会等には、そういった地域の方々にも声をかけて、一緒に参加しているところでございます。

○5番（禰占通男） 先ほど言いましたが、南さつま市と本市と連携して県立公園の対策ですよ、連携して私はやってもらいたいと思う。要望しときます。

○農政課長（原田博明） やはり猟友会の協力あつての作業になってきますので、地元の猟友会、また南さつま市とも確認しながら、そういったことができるのかどうか模索していきたいと考えています。

○9番（立石幸徳） 12ページですね、やっぱりあの資料をお願いしとって、この危険空家等解体ですけど、今度の補正の関係では7件分、資料の3の（3）、この部分を参考にすればいいことになるんですかね。

○総務課参事（田中幸喜） そのとおりでございます。要求資料の中の3番の（3）のところの7棟が対象となっているところでございます。

○9番（立石幸徳） その中で、別府校区2棟のうち1棟は事前着手の、もう事前にやったということはどういう事情なんですか。

○総務課参事（田中幸喜） 6月補正後に御相談があり、どうしても早く解体したいという申し出がございました。

9月末あたりに解体がなされたと記憶しておりますが、補助金は12月議会の補正後のお支払いになりますということも御説明申し上げまして、それでも壊したいということで、事前着手の方法で解体を行ったところでございます。

○9番（立石幸徳） 担当のほうでの確認といいましょうかね。もうやりましたよと、これからやりますよっていうのは、現場確認といいましょうか、わかるんでしょうけど、その事前着手の

場合は、やっぱりその場合ももう事前に確認だけはやって、その予算の関係で着手が予算成立後と、こういうふうに理解をすればいいんですかね。

○総務課参事（田中幸喜） 当然、申し出があったときに、現地調査をまず行います。それが危険空家に該当するか否か判断させていただいて、補助金の予算がある場合は、着工に係る申請をしていただきます。

ただし、今回のこの1件につきましては、予算が6件とも完了した後でお支払いがおくれると御説明した上で、どうしても早く解体したいということで、通常の適正な調査を行った後、事前着手を行ったところでございます。

○9番（立石幸徳） それから、その下の13ページの諸費ということで、国県支出金等精算返納金20万っていうことなんですけどね、この精算返納金については、さきの9月議会で、私も一覧表ということで9,000万以上のずっと明細の資料提出をしていただいたんですけど、今度のこの20万はどういった事情でまた返納金が発生しているんですかね。

○農政課長（原田博明） この返納金につきましては、農地中間管理事業で農地の所有者が離農や経営転換により、農地中間機構を通じて農地の貸し借りを行った際に、農地面積に応じた経営転換協力金を交付しております。

この協力金につきましては、平成30年度に経営転換を行いまして、茶畑を機構を通じて貸し出したことで、協力金を70万円交付しているところです。

今年度の事業担当者会の中で、過去に地域集積協力金を交付していますが、この対象となった自作地については、経営転換協力金の対象にならないことが示されたために、県といろいろ協議を行いまして、返還しないといけないことになり、今回20万円の返還ということで提出した補正でございます。

○9番（立石幸徳） 過去に対象になったとはいつのことですか。

○農政課長（原田博明） 平成29年に中原地区で地域集積協力金を交付したものでございます。

○9番（立石幸徳） そうすると、実績、報告といいましょうか、それは29年度で30年度には、そういった結果というのは明確になるんでしょうけれども、また30年度を越して31年度の返納というのは、これは別段、交付と返納の関係では何かおくれとか、そういうのは何も発生してないんですか。

○農政課長（原田博明） 今回の補正で、歳入の諸収入の雑入で、この20万円を交付した農家の方々から返納してもらって、それを今度は13ページにありますとおり、国へ返納金という形で同額20万円を返納することになります。

○7番（吉松幸夫） 教育費の関係で、二、三お尋ねいたします。

説明資料の11番ですね、スクール・サポート・スタッフ配置事業が新設されておりますけれども、これは働き方改革のために非常にいい手ではないかなというふうに感じます。

枕崎小学校に、来年1月から3月までということで、配置予定ということなんですけど、この活動内容といえますか、そういうのはある程度、もしわかる範囲内でよければ御説明いただきたいと思いますが。

○学校教育課長（益満裕美） スクール・サポート・スタッフの業務内容でございますが、大きく分けて学級事務の補助、教務研修業務の補助とかです。具体的に申し上げますと、学習プリントとか、学級だより等の印刷を行ったり、あるいはテストの採点の補助を行ったり、その採点した結果をパソコンへのデータ入力やアンケート等の集約等も業務として考えております。

○7番（吉松幸夫） やはり、先生たちですね、作業、その資料づくりだとか時間のかかる細やかな仕事をサポートしていただくっていうのは、非常に大事なことだというふうに考えます。

この事業が、1月から3月までということなんですけれども、来年度に向けてさらに継続するというような方向性があるんでしょうか。

○学校教育課長（益満裕美） 来年度に向けての実施については、県とも確認をしているところですが、今のところは未定でございます。

○7番（吉松幸夫） その辺の今、要請しているということですが、その継続の可能性というのはどうなんでしょうか。

○学校教育課長（益満裕美） 継続の可能性も含めて、まだ未定でございます。

○教育長（丸山屋敏） スクール・サポート・スタッフ配置事業というのは、国が鹿児島県に試みとして取り扱ってるんですね。

枕崎市を含めて、県内で3市だけに県が委嘱している事業でございます。来年度以降、国からの財源がどのくらい県におりてくるのか、ないのかあるのかも含めての事業でございますので、来年度以降については、こちらから要望ということではなくて、まず最初に国の財源がどうなっているか、それが文科省にどうおりてきているのか、文科省を通して今度は鹿児島県、47都道府県にどうしていくのかは今のところ未定でございます。

○7番（吉松幸夫） 県内で3市というところで、この結果によってはですね、さらにこのデータを国のほうに上げて、また国から、その継続要請なり継続可能な部分があるかと思っておりますので、この事業をですね、大事に充実させたものにしていただきたいと思います。

○13番（清水和弘） 19ページですね、がんばる商店街支援事業、チャレンジショップ促進事業についてなんですけど、これらの補助金、交付金を利用した事業者数っていうのはどのくらいあるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） まず、がんばる商店街支援事業ですが、これにつきましては、通り会の街路灯の整備で、1通り会が街路灯のLED化を進めることに対する補助です。対象経費350万円に対しまして5分の1の補助70万ですが、当初予算で50万円組んでおりましたので、今回20万円の補正をお願いするものです。対象は1通り会です。

チャレンジショップ促進事業につきましては、お魚センターへ1事業者が出店するというところで、1区画に小さな水槽を置いて「みなとの小さな水族館」を今月下旬にオープン予定で事業を進めていきたいということで補正予算を計上したところです。業者は1件です。

○13番（清水和弘） 1区画ちゅうのは8坪と、その1区画の単価はどんぐらいになるの。

○水産商工課長（鮫島寿文） 1区画は、5メートル掛ける5メートルの25平米であります。

経費につきましては、1区画13万8,000円の4カ月分で55万2,000円計上して、補正をお願いしているところです。

○13番（清水和弘） 私も3日に1回ぐらいは、ずっとお魚センターを見てるんですけどね。

最近、この入館者数っていうのがちょっとふえとるように思うんだけど、これは今だけの入館者数なのか、今後どのような対応をしようと考えておるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今年度に入りまして、梅雨時期、夏時期、その時期に全国でも大きな災害があり、また大雨と台風も本市でもありましたが、秋になりまして10月以降天候のいい日が続いており、また11月の連休でも好天で土日のにぎわいもあったところですが、また消費税10%と税率アップもありましたが、やはり天候がいい関係でお客さんも昼食、またお買い物等で来てますので、年末、1月に向けていろんな企画をしながら集客、来客の増に努めていくと聞いております。

詳しい内容は、参事のほうからお願いしたいと思います。

○水産商工課参事（新屋敷増） 今、課長から説明がありましたとおり、6月下旬から7月にかけては記録的な西日本豪雨がありました。7月にも台風の関係、8月のお盆時期も台風の関係がありまして入館者数は伸び悩んでおりましたが、10月以降は大分天候も回復してきておりました。入館者数は正直なところ前年までは伸びておりませんが、今、大分にぎわいを取り戻そうと11月にはイベントもしたり、今回、そのチャレンジショップ促進事業もありますので、

お魚センターのにぎわいづくりに努めていると聞いております。

○13番（清水和弘） 今、チャレンジショップで小さな水槽を置いてですよ、子供たちの入館者数を上げようとする試みは、私もほんといいことだなと思うとるんです。

それですね、要は、あそこの経営をよくするためにはやっぱり来館者数もあるけど、販売力もあると思うんですよ。その辺は、今後どのような考えでおるんですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） 販売の部分につきましては、10月以降、レストランメニューの充実に取り組んでおりまして、以前、議員の皆さんからもありましたが、すしメニューも取り入れたり、ドリンクバーを設置して客単価を上げようという試みを今取り組んでいるところでございます。

それと、チャレンジショップのほうでは、みなとの小さな水族館ということで、お魚センターらしい水と魚にもう一回着眼して、リピーターの確保、女性層や家族連れ、そういった誘客を図ってお魚センターの売上増につなげていきたいと考えているところであります。

○委員長（城森史明） ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

○委員長（城森史明） 再開いたします。

農政課長に発言を求められていますので、これを許可いたします。

○農政課長（原田博明） 先ほど、有害鳥獣捕獲事業の捕獲数について答弁しましたが、先ほどの数字は補正予算の計算をするに当たっての見込みの数字でございまして、11月14日で有害鳥獣の捕獲事業が終わりましたので、その実数を御報告いたします。

イノシシにつきましては148頭で、先ほど答弁した数字でございます。タヌキ・アナグマにつきましては130頭でございます。先ほど、140頭と申しましたけども130頭の実績となりました。カラスにつきましても223羽でございます。

以上、おわびして訂正申し上げます。

○13番（清水和弘） 農政課長が今、カラスが223羽って、以前はですよ、四、五年前ぐらい私も手伝ったんだけど、五、六千羽ぐらい年間とれったと思うんですけど、今ですよ、箱わなを設置する場所がないと言われておるんだけど、少なくなったと。その辺について担当課のほうは手伝うちゅうんか、手助けすることはできないんですか。

○農政課長（原田博明） 何千羽と言われますが、平成24年度からの捕獲数の実績があります。

平成24年度が120羽、25年度は実績がありません。26年度が198羽、27年度が545羽、28年度が479羽、29年度が318羽、30年度が124羽で、有害鳥獣捕獲事業での捕獲数でございます。

○13番（清水和弘） 有害鳥獣じゃなくて、別な期間で捕獲するときもあるわけですね。それとトータルで私は捕獲する専門の人から聞いたとるわけですか。

私も実際、その箱わなを見に行くと、すごい入ってってですね、これやったらもう100羽は問題じゃないなというのは見とるんだけど、それでそのとき、たしか5,000羽か何ぼかって言われた、年間ですよ。そういうのを聞いたことあるんだけど。

現在は、その箱わなを設置するところがなくなったと。前設置しとったところも何か土地の所有者がのけてくれんかちゅうようなことで、ほかのところへ移動せんないかんということをやったわけなんですよ。

それで、箱わなを設置する場所を私も探してはおるんだけど、農政課の担当課のほうで何かそういった場所を見つけて手助けすることはできるのかなって思って今話をしとるんです。

○農政課長（原田博明） 捕獲事業外での捕獲は把握しておりませんが、今、委員が言われるような数の捕獲については、担当課のほうでは確認しておりません。

箱わなにつきましては、大きな箱わなでございますので、適切どころとか場所を変えるとき

には、一緒に農政課も手伝いをして作業しております。

また、設置箇所につきましては、猟友会とか被害にあった方々を確認しながら、適切な場所を探していきたいと考えております。

○13番（清水和弘） 先ほども質問したんですけど、その宮田町の人たちは、もうカラスが多くて怖いという声が多いもんですからね。その辺は住民の声に届くような、わかるような対応をしていただきたいと、これは要望をしておきますよ。

○農政課長（原田博明） 宮田町のほうは、担当課でも確認をして、また近隣住民の方々にも聞いてみたいと思います。

○11番（永野慶一郎） 説明資料のほうですね、ヤスデの薬剤購入助成が33万増額になっております。本日の新聞にもヤスデ被害の件が出ておりまして、先般の一般質問でもですね、ヤスデ被害の件で質問がございましたが、私の住む集落にはまだ目立ったようなヤスデの被害はないんですけども、比較的町なかにはヤスデの被害は聞かれないんですけども、今回も別府地区のほうでちょっとまた大量発生してるちゅうことで、何かドーナツ化現象といえいいんですかね、外側が被害が大きくて中のほうはですね、余り被害がないっていうような感じなんですけども、その補助金の率なんですけども、逆に山際の方たちがそういった中心部に来るのを食いとめてるんじゃないかなっていうような感もございまして、助成率も一律じゃなくて、やはりそういった周辺のっというかですね、困っているところの補助率をもうちょっと上げて拡充をして対応をすべきじゃないのかと思うんですが、そういったことは今当局のほうでは検討はされていないのでしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） ヤスデ薬剤の購入補助につきましては、先般の一般質問でも答弁いたしました。現在、拡充する方向で検討している段階でございます。

○11番（永野慶一郎） 全く被害のない地域の方には、全く経済的な負担もないわけですので、そういった公平性を保つためにはですね、やっぱりお金をですけど、そういった虫がいるちゅう自体でですね、皆さん不快な思いをされてる方たくさんいらっしゃると思います。ぜひ早急にですね、そういった補助の拡充を対応していただきますようお願いをしておきます。

○2番（眞茅弘美） 今、11番委員が言われたとおり、私も同じ意見なんですけども、市民の方からもですね、例えば集落内で駆除をした場合、山手のほうから結構湧いてくるみたいで、何度も薬剤を購入に行かれたりしまして、結構金額のほうもかさばっているっていうような状態というのを結構多く聞きますので、どうかぜひよろしく願いいたします。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、御要望のあった購入補助等については、また早急に庁内で検討しまして、お示しできるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（立石幸徳） 幾つかあるんですけど、まず説明資料の10番ですね、小学校教師用指導書等購入1,000万ぐらいあるんですけど、1,100万。これは今の時期に一般財源でこれだけの指導書といいますと、これはどういう意味のといいましょうか、どういう内容の指導書になるんですかね。

○学校教育課長（益満裕美） 令和2年度に小学校の教科用図書の改訂がなされます。それを受けて、教師が使う指導書あるいはそのワークシートだったり、デジタル教科書であったり、教師用の教科書、これを含んだものを2年度のスタートに合わせて、今回補正に上げさせていただきました。

○9番（立石幸徳） そうしますと、もう一回確認しますが、来年度からの学習指導要領の先生方の参考にすべき指導書と、こういうふうになると思うんですが、そうすると今度は来年でいいまいしょうか、1年後は中学校の教師向けの同様の指導書を購入すると、こういう見通しになると、そういう理解でいいんですかね。

○学校教育課長（益満裕美） その予定でございます。

○9番（立石幸徳） 私も、先生といいましょうか、校長先生までされた方なんですけども退職して、この学習指導要領の切りかえのときの今出ているこの指導書っていいまいしょうか、これが非常に高いんだと、それで従前は個人で買っていた時期もあったんだと思うんですけどね。

この指導書1,100万なんですけど、先生方お一人お一人に何かこの指導書が分配といいましょうか、購入した後はどういう形で渡っていくようになるんですか。

○学校教育課長（益満裕美） 指導書につきましては、購入冊数については学級数、そして特別支援学級もありますので、特別支援学級数を加えた冊数で補正を組ませていただいております。

○9番（立石幸徳） ちょっと理解できなかったんですけど、どういうふうに指導書を学校ごとに割り振るとか、あるいは学年ごとに割り振るとか、どういう形になっていくんですかね。

○学校教育課長（益満裕美） 各学校ごとに割り振るわけですが、各学校の学級数、そして特別支援の学級数がありますので、その数も含めてそれぞれの学校に配布する形をとっております。

○9番（立石幸徳） それは、その教科の関係で指導書と、理科とか社会とか何かその教科ごとの指導書にはなっていないんですか。ちょっと聞きたいのは、さっきも言ったようにですね、その元教職の方がこれを一人で買うと大変なんですよと、しみじみ言われたのを覚えてるものですか、その辺のちょっと状況を、私これ非常にいいことだと思ってるんですけどね。

実際、その一人一人の先生方がどういう形でそれを手にできるのかなと思うものですから、教えていただきたいんですよ。

○教育長（丸山屋敏） 教師用の指導書は、採択された教科書にのっかって細かにこういう指導をするんですよ、用語の使い方はこうですよと、それからこの教材はおおよそ何時間で取り扱うんですよという細かなことを書いたものなんです。これは小学校であれば、それぞれ国語、算数、全教科あるわけです。

そういうことで今、学級数と申し上げましたが、それぞれの学級数にということとは、つまり職員一人一人ということ、小学校の場合はそういう取り扱いになる。

そして、教科書は文科省の出版になっていますけども、教科書のこの指導書は文科省じゃなくて教科書会社の出版物になるんです。そのために、1冊の単価は私のところでは国語は今2万5,000円ということです。それで、教科書が4年に1回ずつ変わりますので、その4年に1回ずつこれを購入するというところでございます。

それで、かつてはと言われましたが、私も長い間教職をしておりますけれども、私が教員になってからは、市町村教育委員会で購入して学校に配分している状況でございます。

○9番（立石幸徳） 今、教科書っていう話が、私あんまり自分のことを言いつらいんですけど、今度の本会議一般質問で、枕崎小学校の児童が割と大手といいましょうか、結構使われている教科書会社のその社会の表紙ですね、大きく掲載されてるって、これちょっといろんな反応を聞くと皆さん喜んでいただくような反応も聞くんですけど、今、申し上げたいのは、なかなか学校に関心のある人あるいはその児童生徒を持っている保護者ぐらいは、そういう情報が流れていくんですけど、枕崎市民全体というと大きくなりますけど、市民の範囲ではそういうこともわからないまいしょうか、情報が入らない。

ですから、例えばですね、広報まくらざき、あるいはいろんな取り上げ方はあると思うんですけど、何かの形で市全体でやっぱり本市の児童がこういう教科書にも掲載されていることは、ぜひいろいろ配慮をした上でPRをしていただきたいと要望をしておきます。

○5番（禰占通男） 先ほどありましたこの空き家対策なんですけど、この補助の実績ということになるんですけど、上限が30万ということなんですけど、一応、解体を市民の方が建設会社といういろいろお願いするときの見積もりなんだけど、何か私はこの30万があるおかげで、3分の1ですよ、上限として。上限はあるんですけど、大体3分の1ちゅう計算になるんですけど、そうした場

合、何か業者の方の見積もりが高いんじゃないかちゅうともうこれになってから思っていて、そうした場合、本市が調査、解体するよっちいって申し込もうちゅうことで調査もされてるんですけど、その調査の段階でどのぐらい解体料がかかるとか、そこら辺の見積もり等はやってないんですかね、役所のほうでは。

○総務課参事（田中幸喜） 一応、調査の段階では各項目に危険性だとか、いろんな項目に従いまして危険空家を判定するものですから、そこまでの判定はいたしますが、その解体に係る経費等については、市としては全然関与していないところでございます。

○5番（禰占通男） 一応、取りつけ道路が狭かったり、広いところで大型ダンプが入るところはそれなりの値段。取りつけ道路に大型車が入れないところは割り増しになるということで業者もそういうことになっているんだけど、どうなのかな。

市民の方々は補助金に対して、何かこう要望とか意見とかは寄せられていないんですか、この30万という上限について。

○総務課長（本田親行） 危険空家等解体撤去事業補助金につきましては、市内業者で解体・撤去を行う場合に、5番委員がおっしゃるとおり、おおむね事業費の3分の1、30万円を上限で、資料にもこれまで57棟の解体があって41棟で補助金の活用があったということでございますけども、著しく影響を及ぼすような危険空家のときに補助が出るわけなんですけど、そこまで至ってなくても補助金で解体を行いたいという方も来られて、建築技師を含めてそういう状況にあるかを判定していくわけですけども、何とか活用を図りたいという要望がございます。補助金なしに解体される方もいらっしゃいます。

それに対して、3分の1が高いとか低いとか、そういうことをお伺いしたことは直接的にはないところでございます。

また、おおよそ90万から100万ぐらいかかっているわけですけども、聞くところによると壊すそのものよりも産業廃棄物になるわけですから、その分別等にやっぱり経費がかかっている高額に及んでいると聞いているところでございます。

○5番（禰占通男） 10年ぐらい前は木造で30万、40万で終わってたのが、今現在は大体100万を超しちゃうわけですよ。だから、一応、その分別ということで厳格に、今はもうほとんど分別してるけど、それにお金もかかることはわかるんですけど、何かこの30万のために見積もりが、100万をほとんど超すような感じになってるんですよ、私の感じとしては。

○総務課長（本田親行） 市としても見積書で申請を受けて、また実際の請求で確定していくわけですが、その業者も1業者でないので、市内業者幾つかある中で、やはり個人としても一番安いところに発注されると思いますので、確かに高額ですが見積もりを高く行っていることはないと思っております。

○5番（禰占通男） 議案書の末尾のところですけど、循環型社会形成推進交付金事業については、当初の分で予定していたのは数としてどのぐらいなんですか。これはあれですよ、浄化槽の整備事業についてなんだけど。

○市民生活課参事（日渡輝明） この環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業補助についてでございますが、今回、市民生活課から資料を提出しておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

この事業につきましては、枕崎市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づきまして、浄化槽を設置した者に対して補助金を交付するものであります。

令和元年度から循環型社会形成推進交付金の交付対象事業で、浄化槽整備推進事業の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施しております。

この事業につきましては、環境配慮型浄化槽の設置と年度ごとの事業計画額のうち6割以上が単独浄化槽、くみ取り槽からの転換が要件となるもので、この事業を適用することによって国庫

助成率が3分の1から2分の1へと引き上げられます。

当初予算では、整備基数45基を計画したところでありますが、これにつきましては、11月末実績として39基、86.7%程度でございますが、最終見込み基数を50基と見込みまして、今回、5基分についての補正をお願いしているところでございます。

○5番（禰占通男） これは、新築とか改築別ではどうなってるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 新築、改築ごとの件数ということでしょうか。（「はい」と言う者あり）現在、11月末の実績で新築が16基、単独浄化槽からの転換分が17基、くみ取り槽からの切りかえが6基の計39基でございます。

○5番（禰占通男） 本当に、今もう、一般質問でもしましたけど、下水道の計画区域が全部完了したということで、今後は何か合併浄化槽ということになるのかと思いますけど、新築が16、地区的にはどうなんですかね。

一応、もうほとんどが下水道が通ってないところなんだけど、桜山とか下水道区域外のその地区別によってはわかってるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） この地区別の部分については、この場に資料を持ち合わせておりませんので、答弁できないところでございます。

○5番（禰占通男） もう一点、先ほどお魚センターのことが出たんですけど、いろいろお魚センターも今こうして問題もあり、またそいで頑張ってる面もありますけど、この来客に対してのアンケートとか、そういうことはどのようになってるんですか。

○水産商工課参事（新屋敷増） お客様からのアンケートにつきましては、2階のレストランでアンケート調査をしていると伺っております。

○5番（禰占通男） 一応、観光客もろもろは枕崎に来るのはいいんだけど、そこで財布から幾ら出してもらおうかってことだと思うんですけどね。

それで、よその話だけど、今後、先ほど何か産業厚生の視察ということで、いろんな中で私はこのアンケートはどうしてるんですかって聞いたら、とってますとそのみなとみらいに来る客に対して、そしてお金はどのぐらい使ったかということがわかりますって言ったら大体はわかると、どういう品物を買ったのか、どういう品物にお金を出したか、それを書いてもらえれば金額はわかっているからそれでもう算出できるという、幾ら使いましたかじゃなくて、やはり本市もやはりそういうことをアンケートなりに、駅前の観光案内所、お魚センター、地場センター、そういうことをして、やはりお客さんのニーズですよと、お客さんがどういうことを望んでいるのかということも私は前から言ってるんですけど、お金が幾ら落ちたか計算してるのって言うけど、してないと。だから、やはりそういうことをして、やはりリピーターをふやすとか、そういうふうに取り組んでもらいたいんだけど、どうなんですかね、今後。

○水産商工課長（鮫島寿文） 観光客1人当たりの購買といいますか、消費額の件ですが、観光協会という外郭団体にも駅舎の管理委託とかしておりますので、余りアンケートということで格式ばった調査というのは、なかなか相手方もあることで難しいことですが、やはり1人当たりの消費額、もちろん宿泊していただければ宿泊料プラスお土産ですとかいろんなもので一番波及効果が多いんですが、やはり日帰りのお客さんも結構いらっしゃいますので、そういった方々がどういった消費行動があるのか、またどういったところに行っているのか、そういったところも含めて最善といいますか、効果的な、また来られたお客様にも余り手間のかからないような消費額、消費行動の動きがつかめるような方法について関係者の皆さんと話をしながら研究してまいりたいと考えております。

○5番（禰占通男） そういうアンケートをする場合には、宿泊先も確認できるようなものもつくってもらいたいと要望しておきます。

○12番（東君子） 説明資料の5番なんですけど、このマイナンバーカード交付円滑化計画とあ

るんですが、これらは枕崎市民、最終的にはいずれ全員がマイナンバーを持たなきゃいけないというふうに、例えばもう国からおりてきているのかなって、私自身ですね、何かこういうことを議員が言っているんですかね、何か持ちたくない、どうなんだろうって——言ったらまずかったですかね。

理由はよくわからないんですけど、何か全てを把握されるような——いや別に把握されてもいいですが、隠していることなんかないんですけど、何か気が進まないんですよ。このマイナンバーカードを持つのに、余りスムーズに進まない理由——理由はいかん、この計画を教えてください、今後。

**○市民生活課長（川崎満）** ただいまの委員の質疑でございますが、今回の補正予算は、先ほどおっしゃったように国からの計画といいますか、国は令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するという目標がございます。また、カードを健康保険証のかわりとして使えるようにいろんな環境を整えるといったスケジュールを立てているところでございます。

今、市町村ではここに書いてありますが、マイナンバーカード交付円滑化計画を立てまして、それに沿っていろんな施策を打ち出して推進を図っているところでございます。

**○12番（東君子）** 保険証だったり、生活に必要なことだけだったらいいんですけど、何かいづれこれにですね、全て個人情報に乗っかるんじゃないかみたいなですね、別にやましいことはないですよ。

だけど、何かこう二の足を踏むようなそういうような気がして、少しずつは様子を見ながら進んでいくのかなとは思ってますけど。

**○市民生活課長（川崎満）** マイナンバーカードの目的というのは、国民の利便性の向上、行政の効率化、そして公平公正な社会の実現ということになっております。

心配されるのは、いろんな情報が漏えいするんじゃないかということですが、個人情報を保護する制度としてシステムの整備、法律に違反した場合の罰則強化ということで、安全安心に全力を尽くしており、情報の漏えいはないと考えておりますので、我々も推進していきたいと考えているところでございます。

**○12番（東君子）** 本当にお願ひするところは、弱者に対してですね、こういうのを有効に使っていただいて、例えば税金をいっぱい本当は払わないといけないのに払ってない人とか、そういうなのをちゃんとやっていただく、弱者に対してですね、この人こうなんだな、もっと支援をしていかないといけないとか、そういうことが隅々わかるようなそういうやさしいマイナンバーであってほしいなというふうに思います。

**○市民生活課長（川崎満）** 先ほど答弁しましたが、公平公正な社会の実現ということで、いろんな方に普及して恩恵があるように推進していきたいと考えております。

**○11番（永野慶一郎）** 今回、その事務経費は52万4,000円増額ということなんですか、この事務経費というのはマイナンバーカードの発行数がふえているということですか。

**○市民生活課長（川崎満）** ただいまの交付状況を申し上げます。令和元年11月末で住基人口に対する交付率ということだと15.12%になっております。

**○11番（永野慶一郎）** 9月議会です、ちょっとお聞きしたとき16%ぐらいってお聞きしたんですけど、大体、そこは差異がありますけど、余りふえてないような感じなんですけども毎年こうやってマイナンバー関連で予算が上がってくるんですけども、マイナンバーをつくる方がいまいふえてなくて予算に対してどうなのかなと思ってるんですけど、私は通知カードがなくなったのもういい機会だと思って個人番号カードをつくったんですけども、市民にとったら本当につくる大義がないんですね、確固たる理由がですね、そういったのも何かいろいろ整理していかないと、こういった毎年いろんな予算がカードについて出てますけども、本当に普及していかなければこの予算ももったいないなと見てるんですが、そこら辺も含めてどう今後普及を図っ

ていくんですか。

○市民生活課長（川崎満） マイナンバーカードのメリットは、本人確認書類として使えるということ、それと今後、先ほど申し上げた保険証の代用としての利用ができること、そしてまた国が来年9月からキャッシュレスポイントのマイナポイントという制度を導入して、国民に対してそういう推進を図っていきますので、そういったメリットを打ち出しながら推進を図っていきたいと考えております。

○13番（清水和弘） このマイナンバーカードの交付状況はですよ、市職員全体で大体何%の方が取得しとるんですか。

○総務課長（本田親行） 実際として、なかなかマイナンバーの市民に対する普及も進んでないところですが、市職員が率先して取得するように呼びかけを行っております。現在の取得については、約半数を超えている状況でございます。

○5番（禰占通男） マイナンバーは何に使えるの、本市では。

○市民生活課長（川崎満） 先ほど申し上げました本人確認用の書類として、それとまた税申告でe-Taxの申請などにも使えるところでございます。

○5番（禰占通男） 市独自で使えるように、何かほかのことに使える取り組みはできるの。まあ言えば保険証がわりとか、印鑑証明書をもらうときに使うとか、何かこうカードを持ってもこの利用価値、利用する部分がないと何か財布の中がカードばかりふえて、もういらんポイントをもらっても困るちゅうような時代なんだけどどうなんでしょうかね。

○企画調整課長（東中川徹） 市独自でのカード利用ということではないんですが、国でことし6月に閣議決定されておりますが、マイナンバーカードの普及とマイナンバーカード利活用の推進に関する方針というのがあります。先ほど市民生活課長からもありましたように、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証のかわりにも使えるようにしていくということもあります。

それと先ほどもありましたように、来年秋に実施しますマイナンバーカードを活用した消費活性化策ということで、マイナンバーカードの普及につなげるための利用促進策を国がどんどん打ち出してきております。

これらのサービスを受ける際には、その取得したマイナンバーカードにマイキーのIDの設定を行う必要があります。先ほど市民生活課長からありましたマイナンバーカードの交付円滑化計画にあわせて取得する際には、マイキーID設定も支援したいということで、そういう支援計画も策定しているところであります。

それらのサービスが実施される際に、利用に支障を来すことではいけないということで、国の動向であったり、国からの情報に注視して庁内で連携して今後取り組んでいく必要がありますので、関係課を集めて確認を行っているところであります。

今後、国から示される部分がいろいろまた出てくると思います。

○5番（禰占通男） 今、保険証ということも出ましたけど、今、保険証は郵送ですよ。そして、この郵送の部分がかからなくなるわけでしょう、使えたら。その郵送に今どのくらいかかってるんですか。

ちょっと、そのお金が必要でなくなるっていうことは、市にとって物すごく何か利益になると思うんだけど。

○健康課長（田中義文） 保険証のかわりにも使えますということで、これまでどおり保険証は使用されることとなります。

マイナンバーカードがあることで、保険証よりさらに利便性があるかといいますと、保険証が交付された場合、限度額認定証とかを入院する際は申請しないといけないんですが、マイナンバーカードのICチップの中にそのようなデータも入ってまいりますので、そういう手続が必要な

くなることと、医療機関でその方の医療保険情報がオンラインでわかることになりますので、国保の保険証を持っているけれども、実際には社会保険に加入しているとか、脱退しているとか、そういう情報がその場でわかりますから、医療機関から請求する際に誤りがないということで、誤りがあると、その分を本人に一旦払い戻しをしてもらってという手続がありますので、そういう後々面倒したりとかの手間は省かれるということで、これまでどおり保険証自体は交付されると今のところ聞いているところでございます。

○5番（禰占通男） 別に、そのカードが使えたら保険証は要らないですがね、そういうのはどうなの、国の方針としては。いや、結局、印刷代から何かからもう無用、もう要らなくなるわけだから、だったら、うちだけでもそういうふうに取り組みないのちゅうことです。

○健康課長（田中義文） 国の計画としては、医療保険制度としてマイナンバーカードが利用できる再来年3月から運用が始まって、令和4年度中に国民のほとんどの方がマイナンバーカードを取得することによって、保険証のかわりに使えるようになってくるということですので、そのような様子を見ながら、またどのように制度上かわっていくのかわからないんですが、今示されている中では、マイナンバーカードが交付されることによって保険証が廃止になるという話は聞いてはいないところです。

○5番（禰占通男） 国はポイントで普及を促そうってせこい考えでいるんだけど、やはりその片方が使えるのであれば、片一方は私はもう廃止していいと思う。要らない経費は、もう全部削減しないと、もうこれからあんだ、ずっと言ってきたけど、人口減少だったらどうするのちゅうことになるんだけど、そういった要望ができるのであればそういった要望も上げてください。お願いしておきます。

○13番（清水和弘） 先ほど総務課長、職員のマイナンバー交付率は30%と言われましたけど、これなぜ30%——半分以上になつとると言ったんですかね。今、取得率は何%なんですか、職員の。

○総務課長（本田親行） 先ほど、私のほうからは50%、半分は超えていると、市立病院とかも含めた形の約半数と申しました。各課に取得していただく取り組みといたしまして、課ごとに割り振って行っておりますけども、市立病院の看護師とかいらっしやって、窓口まで来られて手続していただくというのがなかなか困難でございまして、今後は市民生活課とも協力しながら出向いて取得手続を行うなど、今後は100%の取得を目指して取り組んでいこうと考えているところでございます。

○13番（清水和弘） 私は、やっぱり市の職員がですよ、率先垂範してやっていくことによって、住民への訴える力も出ると思うからですね、まず市職員が100%とまでは言わないけど、それに近い数字を目指してですね、頑張ってください。これも要望しておきます。

○9番（立石幸徳） 私は3点あるんですが、その今度の一般会計もそうですが、全会計に係るいわゆる人件費の関係のいろんな補正が出たわけですね、条例関係で総務委員会で、総務委員会ばかりでなくて初日本会議でもですね、勤勉手当について聞いているんですけど、確認できたのはいわゆる人事評価は実施してますと、ただ給与には反映させていませんということなんですが、その人事評価の実態といたしましよかね、やはり勤勉手当の規則に基づきますといわゆる勤務成績を4分類といたしましよかね、特に優秀、良好なもの、それから良好なもの、4分類してるんですけど、その人事評価を実施しているその4分類の実態はどうなってるんですかね。

○総務課長（本田親行） 現在、人事評価結果の勤勉手当への反映は、管理職しか行っていないと申し上げてきているところでございます。

4段階に分けてございますけども、これまで平成19年度から管理職については人事評価結果を反映してきておりますけども、一番成績が特に優秀な職員の評価としましては5%程度としておりますけども実際の運用はないと。

勤務成績が優秀な職員につきましては、管理職の25%から30%程度の範囲内で、予算の上限といたしまして、積算としては給料と扶養手当を加えた中で予算を計上して、執行するときには給料掛ける勤勉手当の率であると前の委員会でも申しましたが、そういう予算的な制限もございまして、優秀な職員としましては25%から30%で、概ね七、八人の管理職の勤務成績が優秀であったという評価をされているところでございます。他の職員につきましては、標準という評価となっております。

○9番（立石幸徳） 全然、今の説明ではどういう分布状態ちゅうと失礼な言い方ですけど、どういことになっているかさっぱりわからんですよね。管理職に限らず、一般職についても人事評価自体はやってるということなんでしょう、そうじゃないんですか。

○総務課長（本田親行） 人事評価自体は、委員会でも申し上げましたが、全ての職員について平成28年度から実施しているということでございます。

○9番（立石幸徳） その結果を教えてくださいたいちゅうことですよ。

○委員長（城森史明） 何らかの回答が出ますか。

○9番（立石幸徳） やってることをただ合計といいましょうか、人数で教えていただければいいんですよ。さっき言った4つの分類、特に優秀は何名、良好は何名と。

○副市長（小泉智資） 今、その運用につきましては、先ほど総務課長が答弁しましたけど、管理職につきましては優秀な成績をおさめた者ということで25%から30%という数字であります。

○9番（立石幸徳） その数字は幾らなんですか、パーセントじゃなくて。

○副市長（小泉智資） 7名から8名と先ほど答弁をしております。

○9番（立石幸徳） 管理職を言われますけど、一般職も28年度からやってるちゅうわけでしょう、これ別に私、変な細かいことを聞いてるちゅうあれじゃないんですよ。

今後、実際それを実践していくといいましょうか、実行していくためにはそれくらいきちっと、実数がぴしゃつとですよ、出ていないと実行には移せないですよ。

それをするかしないかは初日本会議でもあったように、タイミングは来年、令和2年というものもあるんでしょうけれども。

○総務課長（本田親行） 平成28年度から全職員に適用しております。人事評価の活用につきましては、制度の定着を図ることを第一義といたしまして、当面の間、一般職員には給与への反映は行わないということで実施してきています。定着を図るための過程の段階でございますので、課においてもばらつきがあったりしております。

ですから、評価の公平性、透明性等を図るために、本年度につきましても前回の委員会で申し上げましたが、精度を上げていくための研修を実施する予定でございます。

○9番（立石幸徳） 結論から言うと、人事評価をしてるとは言えないですよ、そんなことでは。今から取り組むまだその前段といいましょうか、これからどうしようかというような感じにしか聞こえんですよ。もうこれ時間ないんですね、一応そういう意味で確認をしておきます。

それから資料をですね、これも一般質問でお願いした民法改正の関係で、非常にページとしてはちょっとボリュームのある資料を提示していただきました。この具体的に、一般質問の答弁もあった24ページの関係で、いわゆる時効の関係っていいまいしょうか、ここで例として水道供給契約を事例に取り上げていますね。

総務課長が一般質問でも答えたように、この民法改正でその権利を行使することができることから2年、これが施行日前、今現在の状況なんでしょう。それから、民法が来年4月1日から施行となった場合ですね、債権法の関係で権利を行使することができることを知ったときから5年、それから権利を行使することができることから10年というふうに変っていくということで、最後のところでこのように一定期間、2種類の時効期間が併存すると、だから債権管理上は契約

締結に注意してくれと、この辺の時効期間が併存するとなると我々もどっちになるのかと、そしてこれの私個人がそのことを知る云々より、これ一番大事なのはまだ施行前ですけど、いわゆる住民への周知なんですよね、市民への。今、議会の控室にも毎月、参考図書に出てる自治実務セミナーの最新号、今月号と言ったほうがいいんでしょうかね、この改正民法と債権管理の特集を組んでますよね。そこで、施行前に押さえておきたい自治体実務への影響ということで、併存する一定期間ちゅうのはどの期間なんですかね。この2点だけ教えていただきたいと思います。

○総務課長（本田親行） この改正民法の適用につきましては、その契約等が施行日以前であったか、施行日後であったかということで、施行日4月1日以降の私債権等についての時効が適用されてきますので、一定の期間というのは施行日を挟んで5年、10年といった2つの期間が併存すると理解しております。

○9番（立石幸徳） よく理解できないんですけど、一定の期間というのは、施行日までのこれからの期間ちゅうんですか。

○総務課長（本田親行） 施行日までの短期消滅時効等の私債権につきましては生きてるわけですので、それが消えるまでということが当分の間ということで理解しております。

○9番（立石幸徳） どうも私のこの整理が間違っと思ったらまた教えていただきたいんですけど、要は施行日までに、要するに来年3月31日までに契約した人は、現行法っていいんでしょうか、それが経過期間といいんでしょうか、現行法が適用されるので、その契約した期日に基づいた人は現行法での時効期間になると、4月1日以降に契約した人は、新しい民法に基づく時効期間が適用されるので、併存していきますよという理解でいいんですかね。

○総務課長（本田親行） 私どもも、そういう理解で答弁したところでございます。

○9番（立石幸徳） 何度も言うようにですね、こういう状況が水道料金をこう出してますけども、ほかのいろんな公共料金も関係が出てくると思うんですけども、くれぐれもですね、市民へのやっぱりこういうものは周知ちゅうのが一番トラブルを起こさないものになると思いますので、その辺はしっかり周知方お願いしたいと思います。

最後に、毎回、補正予算のたんびに資料をいただきます今後の財政見込み。この中で、基金のほう元年度末32億円、もう端数は省きますね、30年度末が26億ということですから、約6億円ぐらいは今年度末で基金がふえると、これふるさと納税の関連もあると思うんですね、ただこの地方債のほうですね、財政健全化ちゅうことで起債残高を減らすというのは、一つの大きなお題目なんですけれども、この地方債残高も元年度末はふえていくんですね、4億1,700万ですね、この元年度に借り入れるのも一番最後に明細を書いてありますけど、やはり基金がふえて非常に先般の総務委員会でも人件費の比率は減りますよと、非常に聞こえはいいんですけども、もう少し財政健全化ちゅう立場から起債残高がふえていくというのはどういうふうにか、これを最後にお尋ねしておきます。

○財政課長（佐藤祐司） 今後の見込みの表でもおわかりのとおり、残高につきましては4億1,700万ふえる見込みとなっております。これは、今年度の償還額と比較して借入額が多いからでございますが、今年度の借入見込み額が償還見込み額を大きく上回ったことにつきましては、特に前年度から進めております防災行政無線整備事業、これが2億8,700万程度でございます。それと小中学校の空調設備整備事業、これが30年度からの繰越分として、今年度予算措置した分を合わせまして1億7,900万程度でございます。また、ほかに共同斎場の改修事業、これも地方債が1億3,590万程度でございます。

これらの影響が大きくて、今年度借入額については大きくなってしましまして、残高としてはふえるわけでございますが、これらは全て過疎債と防災・減災事業債で交付税措置70%の事業債でございます。4億円ふえても実質債務負担高は30%の増でございます。

それで、見た目にはふえているということでございますが、実質的な債務残高につきましては

30%増でございまして、また今年度末に今年度の将来負担比率を算出することとなりますが、将来負担比率の算出の中では、一般会計における実質負担見込み額は4億円残高がふえても増加しないと現時点では見込んでおります。

ですから、比率への影響というのは、この4億円の増については4億円という額ではなくて、実際の見込み額はふえないということで、比率への影響は小さいものだと考えております。

また、基金の残高については、ふえた額はそのまま将来負担見込み額の減額となりますので、全体として将来負担比率についても好転すると見込んでおります。

○9番（立石幸徳） その点で、これも要望になるんですけど、簡単にふるさと納税の調子がいいからつってな、まさにそのときこそ財政健全ちゅうものを最優先していただきたい。ふるさと納税つってもあくまでもこれは不安定な、たまたまこうしていい形に風が吹いてるけど、これがいつどうなるかっていうのは、はっきり言って極めて不安定なものだと私はそういう認識を持っていますのでね、調子のいいときほど財政健全ちゅうのを、ほかのいろんな公共事業もありますけれども、最優先に取り組んでいただきたいとこれをお願いしておきたいと思っております。

○委員長（城森史明） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（城森史明） 異議もありませんので、議案第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時17分 再開

### △議案第37号 令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（城森史明） 再開いたします。

次に、議案第37号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務課長から発言を求められていますので、発言を許可いたします。

○総務課長（本田親行） 本日、福祉課長が欠席となっておりますので、介護保険特別会計補正予算（第3号）の審議につきましては、係長が対応いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（城森史明） 当局に説明を求めます。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 議案第37号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額は変更せずに歳入歳出予算の款項の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、保険給付費において施設介護サービス給付費5,000万円及び高額介護サービス費300万円の増額と地域密着型介護サービス給付費5,300万円の減額をしようとするものです。

以上の財源として、県支出金250万円の増と国庫支出金250万円の減で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（城森史明） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○14番（豊留榮子） 今、説明のありましたその中身を教えてください。どうしてそういうふうになったのか。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 地域密着型介護サービス給付費の減は市内の事業所が地域密着型の小規模多機能型居宅事業所を開設予定でありましたが、いまだ指定の申請が提出されておられませんので、その分を減額しております。

また、施設介護サービス給付費の増額は、介護老人福祉施設の予算で入所者を月平均134名、約4億1,500万円ですべて上げておりましたが、4月から10月までの入所者が月平均で146名、年額にすると約4億5,700万円になり、4,200万円の不足が生じる見込みになりました。

また、介護療養型医療施設は第7期計画では利用なしで予算計上しておりましたが、今年度市外の施設を2名の方が利用しており、1年間で約700万円の不足が生じる見込みとなりました。

また、増の分ですが、高額介護サービスにつきましては、サービス利用者がふえることにより、高額介護サービスもふえるため増額しております。

○14番（豊留榮子） 地域密着型のサービス給付費ですけれども、これは小規模多機能施設をつくると言っていた企業の方がいまだに立ち上げないということなんですけど、ここで減額してしまうということはもうないだろうということですか。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） これにつきましては、今年度中に申請をしなければ市として指定しないことを通告しています。また、開設する場合は、開設1カ月前にこちらに届け出がないといけないので、その旨も通告しています。

今の段階では、介護従事者の確保がまだ不十分で困難であるという報告を受けています。

○5番（禰占通男） その入居者が確保できないから開設できないの。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 職員を確保できないからです。

○9番（立石幸徳） 今出てることからちょっと整理をいたしますけど、この小規模多機能、この関係で余り法人名かれこれ言うといろいろあるんで別府校区の事業者と、こういうふうにはまず確認していいですか。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） そのとおりです。

○9番（立石幸徳） 既に、この介護保険事業計画第7期に入ってるんですけどね。小規模多機能の第6期でも事業に上がっていったはずなんですけど、そういう確認でこれもいいんですかね。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） そのとおりです。

○9番（立石幸徳） なかなか介護人材っていいんでしょうか、介護従事者の人材確保が非常に難しい。それは、本市に限らず全国的にもあって、例えば介護ロボットとか、とにかくその介護をやっていく上でいろんな対応もなされているんですけど、こうして先ほど係長から説明があったようにですね、市のほうがもうやれるのかやれんのかと変に計画をしている事業者に何か通告とか何かちゅうより、やっぱりこの事業っていうのはどういう形であってほしいのか、その基準を外れるのはいかがかと思うんですけども、こういうものってやっぱり実現していただきたい。

じゃあ、どういうふうにして実現にこぎつけていくかとなると、やっぱり一応の歩み寄りっていうかな、基準どおりの人材がそろって何もかも準備万端、全て完璧に準備がなされないとスタートできないというよりも、何かそれなりのものがそろってれば、とにかくまず実施して、実施しながら本当にいい形のものをつくり上げていくということも必要だろうと思うんですよ。

事業者も計画ばっかいて、なかなかこれをきちんとできないちゅうことについては、非常にじくじたる思いもあるし、これがまたゼロになるよりですね、さっき言った人材面にしても、もう既に6期から7期に移るときの本市の計画策定のときもですね、私、福祉課長にも今度はやれるんかといういろいろな話の中で、何とか実現したい、しかしもう7期も2年過ぎて来年が最終年度ですけどね、そういうことですね、やっぱりその事業者にも市のほうはどうやったら手助けできるか、いろんな意味でお互いが協力し合ってやっていくちゅうことが大事じゃないかと思うんですけど、そういった面の計画をされている事業所と何か困ってる面、あるいは市のほうでできること、そういうもの話し合いみたいなものはなされているんですかね。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） 当該事業者につきましては、これまでも何回か話し合いを持たせていただいております、小規模多機能型居宅介護事業所になりますので、例えば訪問と通所と短期入所を複合的に担う施設になりますから、いろいろな施設の基準とかもあるので、指定申請するに当たっては、そういったものを整備した上で、また職員体制も整備した上で指定申請をしていただき、枕崎市の地域密着型サービス運営委員会に諮って指定の決定をする流れになっております。

そういった中で、施設についてはある程度めどはついているんですが、職員をまだ確保できないので、これまでも何回か話し合いをさせていただいて、その中では、例えば居宅介護支援事業者としてケアプランをつくる部分が小規模多機能事業所もできますので、ケアマネージャー等を雇用するという形からスタートしようとか、そういった形での計画変更といいますか、事業者の意向等については、こちら情報共有しているところです。

○9番（立石幸徳） この点は最後にしておきますけど、いずれにしても事業者が全面的におかしいというんじゃなくて、市のほうも6期計画で実現できなかったことをですね、またあえて第7期で出してるわけですからね、そして計画に上げるちゅうことは市民全体といいましょうか、介護保険の被保険者にもこれは当然、介護保険料の算定に当たっては、この計画はもう織り込み済みになってるわけですよ。

ですから、そういう意味では、市のほうも責任という言葉は余り使いたくないんですけども、何らかのやっぱりやるべきものはあると思いますのでね、ぜひ今後とも実現できるように、こうして予算ではもう減額になりますけどね、あくまでも実現できるっていう方向性で努力していただきたいとお願しておきます。

○5番（禰占通男） 一応、職員の確保が難しく施設が開所できないと、この手続の仕方というのはどのようになっているんですか。最初、今これをつくりたいになった場合、手順としては。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） そういった事業を行いたいという事業者等があった場合は、事前に相談を福祉課で受けることになります。

そしてまた、今後の老人福祉計画・介護保険事業計画に反映させていくという手順になるんですが、また事業所の開所手続につきましては、1カ月前までに指定申請等をしていただかないといけなくて、そして先ほど言いましたように、小規模の地域密着型サービスであれば市の地域密着型サービス運営協議会に諮る形になりますので、相談を受けた場合に、そういった基準がありますということを説明いたしますし、また必要な書類等の配付についてもその時点で提示して、こういったものが必要ですよという説明をしているところです。

○5番（禰占通男） 開所できなかったのは、一応規模としては大きさはちゅうか、その受け入れ人数とかそういうのは、何人ぐらいをめどになってたんですか。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 29人以下です。

○5番（禰占通男） 21名と。職員数は何名程度を予定したって言った。

○委員長（城森史明） 時間がかかるようであれば後でも……、質問を続けられますか。

○5番（禰占通男） 職員数は後でもいいけど、この建屋というか部屋の大きさとかやっぱそれ

も一応決まってるわけでしょう、ある程度。そうした場合、1人につき部屋の大きさとかそういうのはどうなってるんですか。

そして、施設全体の大きさとして、いろいろこういうものもそろえなきゃいけない、ああいうものもまたいろいろ決まってると思うんですけど、最終的には食堂とかそこら辺まで必要だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） 小規模多機能型ということで、通所、訪問、短期入所を複合的にする施設ですので、短期入所に入るいわゆる泊まるためのベットですとか、入浴設備ですとか、そういった機能も必要ですし、また通所ということでいわゆるデイサービスと同じようになりますので、厨房設備なり、そういった機能も必要になることになります。

○5番（禰占通男） 一番私、関心があるところは施設をつくるに当たって、新しく施設をつくるんであるとやっぱり補助金ですよ、補助金のその割合というやつ、それはどうなってるんですか。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） 施設の整備に関しましては、正しく申し上げられないんですが、県の事業で補助があるわけです。補助割合は今手元に資料がなくて正確にお答えできませんが、県からの施設整備にかかる費用と、全くの新設であれば備品に係る補助金は分けて出る制度があります。

○5番（禰占通男） その規模が、ある程度大きくなれば大きくなるほど補助金の額が上がっていくと思うんですけど、今回、小規模になると何人が限度なんですか。一時的に預かる感じですよ、そしたら何人が限度でこうやってるのかな、今この。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 登録者数29人が限度になります。（「21人が限度ちょうこと」と言う者あり）29人です。

○5番（禰占通男） そうすると、枕崎市にあちこちにありますが、やっぱりそれも限度いっぱいいっぱいことですか。（「はい」と言う者あり）あとわからないことは、また後もって教えてください。

○9番（立石幸徳） それで今、減額のほうは大体整理ついたと思うんですけども、増になっている部分ですね、その施設介護の給付費サービスの。これは最初の説明で134人が146人にふえた、その辺のもうちょっと細かくどういう部分がふえたのかですね、それからまた2名が、この関係はどういう理由ちいまいしょうか、どういう事情なのか、もうちょっと増額のほうの説明を詳細にしていきたいと思います。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 南方園に63名入所、ピースフル立神に46名入所しております。市外の特別養護老人ホームに38名入所しております。

これは、各特別養護老人ホームで入所判定委員会というのがあります。その中で、優先順位を決めていくんですけど、必ずしも枕崎市が優先順位の上とかはありませんので、近隣の南さつま、南九州の方たちも県内の方たちも入ってます。その優先順位にいきますので、一概に枕崎がふえる減るといえるのは言えないところです。

○9番（立石幸徳） 2名の関係はどうなんですか。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 2名に関しましては、市外の介護療養型医療施設を利用してあります。

○委員長（城森史明） ほかにないでしょうか。——答弁漏れは今できますか。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 職員数ですけど、29名以下で最低9名程度必要になります。

○福祉課主幹兼社会係長（福永賢一） 先ほどの面積要件につきましては、宿泊室の床面積が7.43平方メートルというのが基準としてあります。

○委員長（城森史明） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたし

ます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（城森史明） 異議もありませんので、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後1時46分 再開

### △議案第38号 令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（城森史明） 再開いたします。

次に、議案第38号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） まず、説明する前に、議案第38号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について訂正を申し上げます。

訂正箇所は、市議会議長宛てで議員の皆様へ配付されました令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の訂正についてのおおりに、予算書4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入の款5繰越金、項1繰越金の目欄の表の数値を訂正いたします。

訂正理由は、数値の確認を怠ったものであります。

今後、このような誤りがないよう複数の確認を行い、対応していきます。御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

引き続き、提案理由を御説明いたします。

議案第38号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書末尾をお開きください。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費等の増額により、歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、総額を9億4,463万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し1.9%の増となります。

人件費等の内訳は、一般管理費7万9,000円の増、処理施設管理費2万5,000円の増、排水施設管理費2万5,000円の増、下水道整備費4万5,000円の増となります。

なお、以上の財源としまして、平成30年度決算において確定した繰越金397万3,000円のうち、充当していない197万3,000円より措置しました。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（城森史明） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○5番（禰占通男） 一般質問でちょっと時間がなくて聞きそびれたんですけど、水質の緩和措置ということでぜひ確認しておきたかったんですけど、このBOD、そして浮遊物質のSS、そし

てノルマルヘキサン抽出物質ということで、これを排出することによる下水道に与える影響、下水管ですよ、下水管等もろもろに。

それは資料によると、いろんなBODの排水は生物処理機能を低下させると、そしてあとSSの場合は、生物処理機能の低下、処理施設の過負荷を招く、そしてあとノルマルヘキサンについては、処理場での作業能率の低下という影響を与えると資料によるとなってるんですけど、これが、長寿命化計画に対してどのような影響を与えるのかなということです。

○委員長（城森史明） この質疑は、一応、補正予算の内容と外れますので、簡潔にお願いいたします。

○5番（禰占通男） 排水施設管理費だよ、実際いくと。

○委員長（城森史明） 補正の中身は人件費だと思うんですけど……簡潔にとにかくお願いします。（「答えられたら答えてください。できなかつたらまた来年度します」と言う者あり）

○水道課長（松田誠） 今、5番委員から質疑のありましたBODやSSについては、御存じのとおり、長時間活性汚泥法を採用しております。

これが標準の約3倍の処理時間がかかると、単純に言えば。あとノルマルヘキサンについては、最終的に汚泥となったときの成分として、油分が多少残るので絞りにくいと言われております。

○5番（禰占通男） 排水管理費の中身もちょっと説明をお願いしたいと思います。

○水道課長（松田誠） 人件費だけです。

○委員長（城森史明） 人件費だけってということなので、内容が。

○9番（立石幸徳） 確かに、人件費関係の補正になるわけですけども、下水道事業が、私も初日にちょっと聞きました。きのうも産業厚生委員会で条例審査もあったと思うんですけども、大事な節目に来てますのでね、余りその深入りする気はないですけども、一応はやっぱり大きな下水道事業の節目ですので、若干の整理はせんといかんと思うんです。

それで人件費ということで、要するにこれは前もちょっとは言ったんですけど、今現在が特別会計ということで、当然、下水道の職員の皆さんは、いわゆる一般行政職員という位置づけになってるんですけど、4月1日以降、その企業会計ってということになりますと、公営企業会計のもと、いわゆる企業職員という位置づけになりますよね。

私もあんまり職員組合のほうのいろんな状況っていうのは、正直我々にはわからないんですけども、かつて本市の場合も職員組合が、この一般行政の場合のいわゆる自治法に基づく職員組合と公営企業会計に基づくその企業職員ということで、水道課を中心に水道労組というものもあったんですよ。

まず、水道労組は今現在ないというような話も聞いてるんですけど、その経緯とそれから今度下水道の皆さんが企業職員ってことになる場合の位置づけといいまじょうか、その辺のことをお尋ねをさせていただきます。

○水道課長（松田誠） 平成21年当時、自治労と合併するということで、全水道はなくなつたと聞いております。

○水道課参事（永江隆） 今後の公営企業会計適用に移行したときの下水道職員の身分について説明させていただきます。

下水道事業担当職員も企業職員の取り扱いになりますので、一般行政職と異なり企業性を発揮するためにさまざまな変更点がございます。

基本的には、地公法が適用されるのは基本ですけども、身分の取り扱いに関して地公法の特例が定められております。

地公法、労働組合法及び労働関係調整法の特例としての地方公営企業等の労働関係に関する法律、地公労法といいますけど、それにより類似職の民間企業従事職員と共通の性格を有することとなります。

しかしながら、現在、水道事業の職員も給与等に関しても、一般職に準ずるような形で給与等の規則を定めてございます。それと同様の取り扱いになっていくと考えております。

○9番（立石幸徳） 昨日、産業厚生委員会があつて条例審査をしたと思うんですけど、当然、総務委員会での審査には入っておりませんが、私自身が初日本会議で言たいわゆる今までの下水道のですね、規則部分が企業管理規程になると。でも、規則として残る部分もあり得るんですと。今、参事が説明された職員の関係を、いわゆるその市長の管轄といひましようか、職員に属する規定を今度、規則から規程に変わつても規則部分で残す、その確認でよろしいですか。

○水道課参事（永江隆） 規則で残す部分の中に、地方公営企業法第39条第2項に規定する政治的行為の制限を受ける職員の範囲に関する規則というのがございます。

企業職員となりますと、その政治的行為が一般職は制限されているんですが、先ほども申しましたとおり、地公法の特例法でございませう地公労法と労働組合法が適用される部分がございます。

その中で、一般の企業職員の場合は設けないんですが、ただし、いわゆる管理職に準ずるような責任的立場のある企業職員は、政治的行為をある程度地公法と同じように制限を設けると、公共的な企業で社会的影響があるということで、そこを長がその制限を設けております。

それは、地方自治法に基づいた関係で、そうやって政治的制限を設けておりますので、あくまでも地方自治法に基づいた規則で定めていると。今後もそのまま残すということでございます。

○9番（立石幸徳） それも今後残るちゆうことですけど、我々本市のいろんな規程、規則はこの例規集で見てるんですけども、今言つた部分ちゆうのはやがて4月1日以降もちゃんと規則ということで例規集にはおさまると、こういう確認でいいんですかね。

○水道課参事（永江隆） そのとおりでございます。ただし、今、水道課長、水道課管理係長に政治的制限を設けておりますが、その範囲をどのようにするか今後検討して、4月1日の施行に間に合うようにそこを整備して、新たにまた更新をするなら更新をしていくことになるということでございます。

○9番（立石幸徳） もう一点、これもそれこそ簡潔に聞きますけど、本会議、これは今度の12月議会に限らず9月、6月の議会等でも、もう来年は下水道料金をな、改定せんといかんと、これはもうきっちり明言されていませうので、市民に大きな影響を与える部分なんですけどね。

それで、私は今度ほんと、きのう条例も通つたと思うし、やがて本会議でも可決されるという見込みでございませう、企業会計になつた場合のメリットで、初日には少しは言ひましたけど、使用料金の原価、水道会計は明確に供給単価、給水原価、きちつと出されるわけです。

当然、下水道会計も使用料の原価、単価というものが水質料金、従量料金ありますけど、出されます。そうすつと、今までの下水道料金の改定と違つて今度は原価をもとに住民に、今現在の下水道の原価はこれなんです、でも実際、皆さんからいただひている料金がこれですということ、説明が非常に企業会計の場合はびしつとなされるわけですな。

端的に聞ひますが、今現在の従量料金、それから水質料金、この料金の原価という意味ではまだ試算しているのかどうかわかりませうけれども、幾らぐらひのもんなんですか。

○水道課長（松田誠） 今、私たちがつかんでいませう数字で申し上げますが、平成29年度の使用料単価がトン当たり181円、それに対して処理単価が163.7円、単純に申し上げれば17.3円の利益が出ていたと、料金だけは。

30年度の使用料単価になりますと182.5円、処理単価が221.69円、御存じのように平成30年度については処理費用が高額になりましたので、この時点で逆転していませうと、39.19円の赤字となつていませう。

○9番（立石幸徳） 今、水道課長が言つたその料金単価云々ちゆうのは従量料金、いわゆる水質料金と区分けはせぜずに全部合算といひませうか、ひつくるめた形で出されていませうわけですな。分けた形で単価とか何かちゆうのは、その試算はされていませうか。

○水道課長（松田誠） 今言った数字は、使用料金、水質料金を合算した数字でございます。

9番委員が言うように、その水質料金にかかわる分の分析については、加工場の休日と加工場の稼働日についてどのぐらい運転費が違うのかを今積算中でございます。

○9番（立石幸徳） この点はまたいずれ、当然、この辺を含めた議会もいろんな形で検討せざるを得なくなると思うんですけども、私はできるだけですね、早いタイミングでこういったものも示していただいて、やっぱり総合的に料金体系をどうしなきゃならんか考えなきゃならないことですので、ぜひその情報提供だけはですね、できるだけ早目にやっていただきたいとお願いをしておきます。

○13番（清水和弘） 私は、説明資料のところなんですけど、職員数についてお尋ねします。

一般管理職は何人ですか、順番に1から4まで書いとるけど。

○水道課主幹兼下水管理係長（今給黎仁） 一般管理費の職員が3名、処理施設管理費の職員が1名、排水施設管理費の職員が1名、下水道整備費の職員が2名、計7名でございます。

○13番（清水和弘） この中で課長は1人、あと係長は何名おるんですか。

○水道課主幹兼下水管理係長（今給黎仁） 管理者については、参事職が1名、係長職が3名でございます。

○9番（立石幸徳） 企業関係でですね、これはまた3月議会ちゅっても3月議会もいろんなものがいっぱいあるんです、この前から言ってた企業会計になるメリットで、いわゆる消費税の節税の関係、もう10月1日から消費税10%ちゅうのが来てるわけですね。

下水道事業が企業会計になることによって一般会計からの、例えば繰入金、そういう面で減価償却に充てる分がいわゆる消費税の課税外と、課税されないということで、そういう説明だけはわかるんですけど、実際、今現在、そういう説明を踏まえた上で企業会計がスタートしないと把握できない面もあるんでしょうけど、そういうものを踏まえた上で、見通しとして額的にもこれぐらいの節税効果になりますとか、何かそういう試算はされているんですかね。

○水道課参事（永江隆） 消費税の関係ですが、今、企業会計に移行すると仮定した令和2年度の当初予算の編成、そして決算が出ている30年度が一番新しいので、30年度決算でもし企業会計に移行した場合と、その30年度決算額と、そういった比較でしかできないんですが、消費税の計算のやり方によって非常に額の変動が大きいんですが、はっきりとした数字を申し上げるのはなかなか難しいんですけど、我々の試算では300万から400万程度、これぐらいは節税できると見込んでおります。

令和2年度の当初予算を今、仮試算で編成中ですが、減価償却費が1億9,000万程度発生いたします。1億9,000万程度の一般会計繰入金が全部節税になるかというところではなくて、1億9,000万に該当する企業債償還金に今までは充てていたわけでございます。

そして、企業債償還金に充てていた額も課税財源割合を計算して、60%程度が課税されて40%程度が不課税扱いになるという試算で、その60%程度は節税できると。

そして、なおかつ企業債償還金の場合は8%時代、ほとんど5%時代の課税ですので、10%に企業債償還金はどうしても猶予期間がございますので、償還が始まるまでの間とか考えると、5%時代のが大半を占めております。

その程度の節税になると見込んで、300万から400万程度を節税できるんじゃないかという見込みでございます。

○委員長（城森史明） 来年の予算委員会の内容になっているので、簡潔にお願いします。

○9番（立石幸徳） 来年というよりですね、企業会計になることでのメリットも若干整理しました。大体これで終わりますけどね。ただ私、初日本会議でも申し上げているんですけど、本当に長いというところあれですけども、本当に本市も企業会計までこぎつけていただいたと。

お礼やら高い評価やらさせていただくためにどういうメリットがあったのかというのをですね、

確認の意味で、そしてあと下水道事業会計はですね、はっきり言って今までは本市のお荷物みたいなそういう変な白い目で見られる部分も私はあったと思います。

しかし、これからはいろんなそういう経営の明確化ということで、むしろ下水道が枕崎市の今後いろんな事業を、事業経営っていうことで引っ張っていただきたいというところで、これからは頑張っていただきたいということで最後に申し上げておきます。

○委員長（城森史明） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（城森史明） 異議もありませんので、議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時12分 再開

#### △議案第40号 令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（城森史明） 再開いたします。

次に、議案第40号令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第40号令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、令和元年度の人事異動による減額及び人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費等の増額により、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ減額し、総額で191万1,000円の減額となります。

第2条収益的収入及び支出のうち、支出において162万6,000円減額し、合計で4億2,283万6,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.4%の減となります。

なお、税抜き純利益は当初予算額966万8,000円に対し、162万6,000円を増額し、総額を1,129万4,000円にしようとするものです。

第3条資本的収入及び支出のうち、支出において28万5,000円減額し、合計で2億9,481万円にしようとするもので、当初予算額に対し0.1%の減となります。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億4,700万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金85万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,482万4,000円、建設改良積立金8,800万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,332万1,000円で補填しようとするものです。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は195万1,000円減額し、1億0,007万7,000円となりまして当初予算額に対し1.9%の減となります。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（城森史明） 審査をお願いいたします。

何かありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（城森史明） 異議もありませんので、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入れかえのため10分間休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時24分 再開

### △議案第39号 令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○委員長（城森史明） 再開いたします。

次に、議案第39号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 議案第39号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の減並びに経費の増に伴い、医業費用を693万4,000円減額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益5億9,966万6,000円に対し、総費用7億2,476万4,000円となり、1億2,509万8,000円の純損失となる見込みです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（城森史明） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等わかりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○8番（吉嶺周作） 今回は減額となっておりますが、職員数の異動と申しますと何名分の減と申しますか、何人職員が減ったんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 医師が1名、人事異動で交代しております。事務長も交代しております。そして、看護師が4名新たにいらっしゃいます。もちろん、それ以前に退職した方もおりますけれども、4名新たに看護師を採用しております。

○8番（吉嶺周作） 異動が2名で、4名が新規採用ということになるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 人事異動に関しては、先ほど言いました医師と事務長が人事異動でかわっております。新たな採用としまして、看護師が4名です。そして、理学療法士も新たに1名、薬剤師も1名採用しております。

○8番（吉嶺周作） それだったら、支出がふえるのが普通じゃないんですか。693万4,000円減ってるじゃないですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 6ページをごらんください。6ページの給料の部分、給与改定に伴う増加分、これが人事院勧告に準じた給与改定で38万1,000円の増となっております。その他の増減分というところに4月1日人事異動や中途退職者も含まれますが、その分が671万2,000円減額で、増減額としては合計633万1,000円の減額となっております。

○8番（吉嶺周作） それでは、その下の部分の勤勉手当、期末手当、通勤手当のこの減額は、退職者による減額と考えてよろしいのでしょうか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） こちらの扶養手当及び通勤手当の減額につきましては、年度途中で扶養が外れたり、住居を転居した職員が生じたため減額となっております。

また、先ほど委員から質疑がありました異動や採用があったらふえるんじゃないかということですが、当初予算では薬剤師や理学療法士、看護師については予算組みをしております。ただ、それが年度途中で採用になったり、途中でやめた方もいらっしゃいますが、そういった関係で減額となっております。

○13番（清水和弘） 時間外手当なんですけど、大体1人当たりの一月の時間外は何時間ぐらいになっとるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 1人当たりの時間外というのは、それぞれ差があるものですから、もちろん看護師、事務方、いろいろありまして、1人当たりは出していない状況です。

○13番（清水和弘） 1週間、56時間労働ですよ。40時間が最低限の労働時間だと思うけど、そういうことからして時間外の上限があると思うんですよ。そういうのは決めてないの。労働時間の上限というのは、何時間以上したらいけないとか。

○市立病院事務長（高山京彦） 36協定というのがありますので、その中で上限45時間と決めておりますので、その範囲でしております。

○13番（清水和弘） 私が言いたかったのは、36協定で決まっとるからと思って聞いてったんだけど、それを超えることはないですか。

○市立病院事務長（高山京彦） それはないです。

○13番（清水和弘） 医師の労働時間はどうなっとるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 医師については、夜勤があればそのまま全部時間外勤務になるかといえばそうではなくて、宿日直手当で対応してますので、例えば夕方6時から次の朝9時まで夜勤をしたとしても、それは宿日直手当で払いまして正規の時間外勤務でカウントしていないので、上限は超えないこととなります。

○13番（清水和弘） 夜間勤務の場合はですよ、1.5倍だったかな、そんぐらいになると思うんですけど、医師の場合はそういう計算じゃないわけ。ただ、1日勤務とかそういうふうになっとるの。時間当たりの計算はしてないんですか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 医師の時間外については、先ほど事務長が答弁いたしましたが、医師につきましては宿日直で対応しておりますので、その間に患者が来られて診療した場合は、それは待機とはまた違う状態で、通常業務と同じような内容の業務をしていますので、その時間につきましては時間外勤務ということで、時間外手当を支給しております。

○13番（清水和弘） 一月当たりのドクターの場合の時間外はどんぐらいになるの。

○市立病院事務長（高山京彦） 月によっても、病気のはやりがあったりして時間外で対応する部分、夏場はそうないですけども、特に冬場はインフルエンザとかで夜間業務がふえたりして、平均で医師が何時間ぐらいしているというのは、今のところは計算していない、手持ち資料としてはないところです。

○13番（清水和弘） そしたらですよ、予算を立てる場合は何を基準にしとるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 金額で申しますけども、院長で大体月20万円ぐらい、もう1人の医師については月10万円ぐらいで計上しております。

○5番（禰占通男） 先ほども説明がありましたけど、純損失1億3,200万、これは内容的にはどのような内容になるんですか、4ページの部分のキャッシュフローで。

○市立病院事務長（高山京彦） 収益には医業収益とか、その他収益がありますけども、そういった全部の収益、病院事業に係る収益、費用面につきましても病院事業に係る費用、その他減価償却とかもろもろありますけども、そういった費用を差し引きまして、先ほど説明しました1億2,509万8,000円の純損失となっております。

○9番（立石幸徳） 先ほど、医者時間外といういろいろな考え方があったんですけど、これは例の、前のことはよくいつちゅうのをあれせんのですけど、いわゆる働き方改革のあり方の中で、通常の一般勤務をする職員は時間外という位置づけが明確になるんですけど、いわゆるあのときちょっと出されたことを思い出さんのですけど、高度プロフェッショナルといいましょうか、つまり医者、弁護士、そういう方々は、例えば普通の人にすれば学習、勉強している。その法律の勉強しているとか、医者が新しい医学の勉強をしてる。そういうのは勤務時間にカウントするか、それとも勤務時間以外にそういう勉強してるっていうその見境がつかんわけですよ。

そういう新しくなった法律の勉強をしてるのを勤務時間に入れるのか、それともそれから外れたのに入れるのか、だからその辺の働き方改革の中で、ちょっとそういう高度なプロフェッショナルの方々の働き方改革ちゅうのは、ちょっと位置づけが違ったと思うんですけどね。

私もちょっと曖昧なというか、そのときの状況をきちっと覚えてないんで、それで単純に医者時間外が幾らですというのも言えるかどうかかわからないんで、その辺もまた次の機会にでも整理して教えていただきたいと思うんです。

それで、まずさっきやった6ページの一番上にある給与改定状況、平均改定率が0.27%。これは一般会計でいう0.09、それで病院職員の給料表は、また一般職員とは別個にあるんだということに従前教えてもらったんですが、この0.27%の根拠といいますか、どっから0.27%は出てきてるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） これにつきましては、病院の職員自体に若年層が多いということがありますが、7ページをごらんください。

級別職員数のところに医療職（3）があります。これは准看護師、看護師を含めた方が該当するところがございますけども、ここの2級の構成比が81.5%と高くなっております。

今回、ベースアップの大きい区分の職員の構成比が大きくなっておりますので、平均改定率が高くなっております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、7ページの医療（1）・（2）・（3）、この金額そのものはどっからか示されてくるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） これは、人事院勧告の関係で国から示された額がきております。

○9番（立石幸徳） ですから、その国から示されてくるものは、ちょっと掘り下げていきますけど、国はまた何をもとにこの金額を決めてくるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 国が定めています医療職給料表というのがありますので、それに基づいて行っているところがございます。

○9番（立石幸徳） だから、例えば一般行政職の場合は、民間と比較してということのいろいろな給与表の改正とかなされてきますよ。医療職の場合は、どこか比較するものがあるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 民間と比較しているんで、今回こういった改正になっているのかなと思いますけども。

○9番（立石幸徳） 民間というと民間病院ということですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そういうことになると思います。

○9番（立石幸徳） なると思いますでは、ちょっと私どももあれなんで、その点もまた宿題ちゅうとあれですけど、正確な回答を次の機会にでも教えていただきたいと思います。

もう一点ですね、私は病院の関係でいろいろ一般質問も本会議で長々とさせてもらったんですけども、改革プランの中で経常収支比率を目標100にもっていく、目標100というのは、いわゆる収益部分と費用部分を同じ額にしたときが100ですからね。

ただ、今後は見通しとして会計年度任用職員を初め、費用部分が上がっていく見通しがあるんですが、経常収支を100にするためにはどういうつったら、事務長のほうでいろんな無駄を省いていきたいと。言葉としてはわかるんですけど、まだどっか無駄があるのかなというふうに思う

んですよ、それは変に言葉の揚げ足取りじゃなくてですね。

具体的に、そういう面で何を効率っていうか、どういうところにメスを入れていくつもりなのか。そういうのは具体的に言わないと、ただ言葉の表現だけでな、無駄を省くって言えば非常にいいことですけど、ここへ来てまた無駄があるのかなと思いますので、その辺について具体的に教えていただきたいと思うんですよ。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 一般質問の際にも、在庫管理をしっかり行って資産減耗をなくしたりという答弁をしたところでございまして、徹底的に経費削減に努めていきたいという答弁をしたと思います。

今後は、地域医療構想もありますけども、本市の人口に見合った病床機能を見直す考えもありますので、そういった病床数を削減することによって、また委託人の数も減らせたりするのかなと。令和2年度から会計年度任用職員となりますけども、そういった人数を減らしていけるのかなとは思っております。

**○9番（立石幸徳）** 確認ですけど、事務長が言ったのは病床数、つまりベッド数を減らすというんですか。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 病床数の、例えば削減だったり、病床機能の転換、今考えているのは病床機能の転換ですが、そういった形で看護基準が決まっているわけです。10対1を13対1にするとか、回復期になれば20対1とか、そういった看護基準が決まっていますけども、そういった中で基準を落として委託人も減らしていければ、人件費的には少し抑えることもできるのかなと考えております。

**○9番（立石幸徳）** ちょっと本質的な部分に入っていくけど、これは改革プランにも書いてあるように、本市の市立病院ですよ、回復期の病床数をふやすということは書いてあるんですね。

ただ、実際ちゅうか現実問題、健康課長が答えたような地域医療構想もそういうことが南薩医療圏では大きく出てますよね。

ただ、回復期の病床機能を持つてくるつつても、今度は逆に、今、事務長が説明したように、経費、費用面では削減というものが大体予想はされますけど、収入面で回復期を導入したところで、ふえていくのかということもあるわけですよ、病床の転換といっても。

そういう意味で、ここでただこういう話はざっと語るあれではなくて、全体的に経営評価委員会あるいは設置者の市長を交えた方向性ちゅうのは、いずれ3月の、9月のと言ってましたけど、そういった面の検討をする病院内での協議っていうのは、何かちゃんとスケジュール的にといましようか、ちゃんとした組織ができ上がってるんですか。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 今のところは、そういった検討はしてなくて、いろいろな形で試算して、シミュレーションしているところでございます。

ただ、先ほど言いましたように、もちろん9番委員がおっしゃいますように、収益面の側面もありますので、経費が落ちたところで収益が落ちても、それは見直ししたことにはなかなかないと思いますので、そういったものを見ながら、収益も上げつつ経費は下げられるような何か病床転換ができればと思っておりますけども、そこら辺は今、研究中でございます。

**○9番（立石幸徳）** 最後に、その協働改革プランは、平成で言うと32年度までのプランですよ。要するに来年、その後のありようっていうのは、当然、もう今の時点で考えて、これは改革プランということになるのかどうか知らんけど、病院経営の計画というものは手がけけないと思ってしまうんですけどね。そういう面の何というかな、計画策定への準備というのはどうなってるわけですか。

**○市立病院事務長（高山京彦）** 開設者は市長ですけども、市長と院長と協議してありますが、どういった形が一番いいのか2回ほど我々職員も立ち会って、どういった方向でいくのか協議はしているところでございます。

ただ、今の時点で回復期のほうへ一般病床を何床持っていくかとか、そういった具体的なところまではまだ話がいてないところではございます。

○委員長（城森史明） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（城森史明） 異議もありませんので、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の審査の結果については、12月20日の最終本会議において報告することになりますので、御承知お祈りいたします。

また、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申し合わせのとおり簡潔な内容といたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（城森史明） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時54分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長